滋賀県被災建築物応急危険度判定士認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、滋賀県被災建築物応急危険度判定士(以下「応急危険度判定士」という。)の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「応急危険度判定」とは、余震等による被災建築物の 倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るた め、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の 判定・表示等を行うことをいう。
- 2 この要綱において「応急危険度判定士」とは、知事の認定を受け、前項の応 急危険度判定に従事する者をいう。

(認定等)

- 第3条 知事は、県内に在住し、または勤務する者で、次の各号のいずれかに該 当するものを、応急危険度判定士として認定する。
 - (1) 第4条に規定する応急危険度判定講習を修了した者
 - (2)他の都道府県において第4条に規定する応急危険度判定講習と同程度の 内容の講習を修了した者であって、知事が適当であると認める者
- 2 前項の規定による認定を受けようとする者は、滋賀県被災建築物応急危険 度判定士認定申請書(別記様式第1号、以下「認定申請書」という。)を知事 に提出しなければならない。

(応急危険度判定講習)

- 第4条 応急危険度判定講習は、応急危険度判定に必要な知識の修得を目的として、知事または知事の指定を受けた者が実施する。
- 2 応急危険度判定講習は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。
- (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条の2に規定する建築物 調査員資格証の交付を受けている者
- (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条第1項に基づき実施される技術検定に合格した者(1級建築施工管理技士もしくは2級建築施工管理技士に限る)
- (4) 建築行政に関する実務の経験を有する者

(認定証の交付)

第5条 知事は、第3条第2項の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が応急危険度判定士として適格であると認めたときは、滋賀県被災建築物応急危険度判定士認定証(別記様式第2号。以下「認定証」という。)

を交付する。

2 知事は、第3条第2項の規定による申請があった場合において、当該申請を した者が応急危険度判定士として適当でないと認めたときは、認定しないこ とができる。この場合において、知事はその旨および理由を書面によりその者 に通知しなければならない。

(変更の届出)

第6条 認定証の交付を受けた応急危険度判定士は、認定申請書の記載事項に変更が生じたときは、滋賀県被災建築物応急危険度判定士認定事項変更届(別記様式第3号)により、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。この場合において、認定証の記載事項に変更が生じたときは、認定証を添付してその書き換えを受けなければならない。

(認定の有効期限)

第7条 認定の有効期限は、当該認定を受けるものが最後に応急危険度判定講習を受講した日(第3条第1項第2号に該当する場合にあっては、知事が認めた日)、もしくは更新申請書を受け付けた日から5年を経過する日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)の末日までとする。

なお、有効期限が平成28年度までの認定証は、認定証に記載されている有効期限に従うものとする。

(認定の更新)

第8条 前条による認定の有効期限の日の後も、引き続き応急危険度判定士としてこの要綱による応急危険度判定の実施に協力しようとする者は、現に有効な登録の有効期限の30日前までに、滋賀県被災建築物応急危険度判定士更新申請書(別記様式第4号)を提出することにより、認定を更新することができる。

(認定証の再交付)

- 第9条 応急危険度判定士は、認定証を紛失し、又はやむを得ない事情により滅失した場合には、滋賀県被災建築物応急危険度判定士認定証再交付申請書(別記様式第5号、以下「再交付申請書」という。)を、知事に提出し、新たな認定証の交付を受けることができる。
- 2 知事は、再交付申請書の提出を受けたときは、すみやかに新たな認定証を交付しなければならない。
- 3 認定証を紛失し、前項の規定により新たな認定証の交付を受けた応急危険 度判定士は、紛失した認定証が発見された場合にはすみやかに旧認定証を知 事へ返納しなければならない。

(認定の辞退)

第10条 応急危険度判定士は、認定を辞退しようとするときは、滋賀県被災建

築物応急危険度判定士辞退届(別記様式第6号)を知事に提出し、認定証を返納しなければならない。

(認定の取消し)

- 第 11 条 知事は、応急危険度判定士が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消し、または期間を定めて認定の効力を停止することができる。
 - (1) 建築士法第9条の規定により建築士免許を取り消されたとき。
 - (2) 建築士法第10条第1項の規定による懲戒処分を受けたとき。
 - (3) 建築基準法第12条の2第3項の規定により建築物調査員資格者証の返納を命ぜられたとき。
 - (4)建設業法施行令第41条の規定により技術検定の合格の決定を取り消されたとき。
 - (5) その他知事が応急危険度判定士として適格でないと認めたとき。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第12条 第6条、第8条および第9条第1項による申請等を行おうとする者は、 当該各規定の定めにかかわらず、滋賀県インターネット利用による行政手続 等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電 子情報処理組織を使用する方法により申請等を行うことができる。
- 2 前項に規定する方法により申請等を行おうとする者は、その申請等が申請 者本人によるものであることを証明するため、本人であることを確認するた めの書類の写しを添えなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、応急危険度判定士の認定に関し必要な 事項は、知事が別に定める。

付則

- この要綱は、平成8年3月13日から施行する。
- この要綱は、平成13年 7 月19日から施行する。
- この要綱は、平成22年2月1日から施行する。
- この要綱は、平成25年 6 月13日から施行する。
- この要綱は、平成26年11月19日から施行する。
- この要綱は、平成27年3月13日から施行する。
- この要綱は、平成30年10月23日から施行する。
- この要綱は、令和3年3月30日から施行する。この要綱の施行の際現にある 改正前の関係要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使 用することができる。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。この要綱の施行の際現にある改 正前の関係要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用 することができる。

この要綱は、令和4年11月10日から施行する。この要綱の施行の際現にある改正前の関係要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県被災建築物応急危険度判定士認定申請書

年 月 日

滋賀県知事

申請者 氏名

応急危険度判定士として認定を受けたいので、滋賀県被災建築物応急危険度判定士認定 要綱第3条第2項の規定により申請します。

また、認定登録される個人情報を関係機関で情報共有することに同意致します。

よた、配足豆跡で				11 / 2		· / o		
ふりがな								
氏 名								
生年月日	西曆	年	月	日	血液型	型		
	郵便番号							
現住所			マン	 ション等				
自宅電話番号								
携帯電話番号								
携帯メールアドレス								
 				□官:	公庁			
勤務先名	□民間							
勤務先住所	郵便番号							
勤務先電話番号								
	□建 築 士	(一級/二統	及/木造)	※該当す	⁻る区分に○印をしてぐ	ください。		
登録認定区分	登録番号	· (大臣/_	都 道 府 県) <u>第</u>		<u> </u>		
該当する区分のい	□建築物調	查員※	番号	<u>第</u>		<u> </u>		
ずれかをチェック の上、登録番号等 を記載してくださ	□建築施工管理技士(1級/2級)※							
を記載してくださ い。			番号	<u>第</u>		号		
	□建築行政は	に関する実績	め 経験を	と有する	者			

- ※第3条第1項第2号に該当する場合は、受講修了証を添付して下さい。
- ※登録認定区分が「建築物調査員」、「建築施工管理技士」の方は資格等を有していることが分かる書面(資格者証、合格証明書等)の写しを添付してください。
- ※登録名簿は、登録者情報の管理の他、地震発生時に各判定士への参集確認や情報伝達の際に使用します。 ここに掲載する情報は氏名、携帯電話番号(無い場合は自宅電話番号)、連絡先(勤務先)名称、連絡先(勤 務先)電話番号、住所、メールアドレス等で、応急危険度判定活動業務のために関係機関(県内市町、他 都道府県、国土交通省の応急危険度判定担当課、(公社)滋賀県建築士会)へ提供することがあります。



(裏面)

備 考

本証は地震による被災建築物の危険度を判定(応急危険度判定)し、余震等による建築物の倒壊などに伴う二次災害の防止を図ることを目的に、滋賀県知事が「滋賀県被災建築物応急危険度判定士認定要綱」に基づき交付したものである。

注意事項

本証は他人貸与または譲渡することは出来ません。

次の場合は、本証を返納して下さい。

- ・受講区分である建築士等の資格、免許を取り消されたとき。
- 次の場合は、本証を提出して下さい。
- ・関係法令により建築士等の業務の停止が命じられたとき。 住所、勤務先等に変更が生じたときは届け出て下さい。 本証の更新は有効期限の30日前までに申請して下さい。
- ※右の二次元コードを読み取ることで、応急危険度判定士制度および判定方法について動画解説が視聴できます。



滋賀県被災建築物応急危険度判定士認定事項変更届

年 月 日

滋賀県知事

申請者 氏名

判定士番号

号

応急危険度判定士の認定事項を変更したいので、滋賀県被災建築物応急危険度判定士認 定要綱第6条の規定により届けます。

	変更前	変更後			
ふりがな					
氏 名					
	郵便番号	郵便番号			
現住所	マンション等	マンション等			
自宅電話番号					
携帯電話番号					
携帯メールアドレス					
勤務先名					
動務先住所 郵便番号		郵便番号			
勤務先電話番号					
	□建 築 士 (一級/二級/木造)	□建 築 士 (一級/二級/木造)			
	登録番号(大臣/ # 🌷	登録番号(大臣/ 都道)			
建築士等登録番号	第 号	第 号			
	□建築物調査員	□建築物調査員			
豆鸡番 夕	第 号	<u>第</u> 号			
	□建築施工管理技士(1級/2級)	□建築施工管理技士 (1級/2級)			
	第 号	第 号			

- 注1 認定証記載事項に変更が生じる場合は、認定証の写しを添えて下さい。
 - 2 変更のある項目のみ記載してください。

滋賀県被災建築物応急危険度判定士更新申請書

年 月 日

滋賀県知事

申請者 氏名

応急危険度判定士の認定の更新を行いたいので、滋賀県被災建築物応急危険度判定士認 定要綱第8条の規定により申請します。

また、認定登録される個人情報を関係機関で情報共有することに同意致します。

ふりがな						
氏 名						
生年月日	西暦	年	月	日	血液型	型
	郵便番号					
現住所			マン	 /ション ⁽	 等	
自宅電話番号						
携帯電話番号						
携帯メールアドレス						
勤務先名				口官	召公庁	
### 177 7L 7L					己間	
勤務先住所	郵便番号					
勤務先電話番号						
7-11. 6/5- 6/5-	□建 築 士	(一級/二	級/木造	ī) ※ 該当	iする資格に○印をして	ください。
建築士等	登録番号	一 (大臣/	都 	^道 。 <u>第</u>		号
登録番号	□建築物調	查員	番-	号 <u>第</u>		号
右の資格を所有 している場合は	□建築施工行	管理技士((1級/2	級)		
記入ください。			番	号 <u>第</u>		号
判定士番号						号

※登録名簿は、登録者情報の管理の他、地震発生時に各判定士への参集確認や情報伝達の際に使用します。 ここに掲載する情報は氏名、携帯電話番号(無い場合は自宅電話番号)、連絡先(勤務先)名称、連絡先(勤 務先)電話番号、住所、メールアドレス等で、応急危険度判定活動業務のために関係機関(県内市町、他 都道府県、国土交通省の応急危険度判定担当課、(公社)滋賀県建築士会)へ提供することがあります。

滋賀県被災建築物応急危険度判定士認定証再交付申請書

年 月 日

滋賀県知事

申請者 氏名

応急危険度判定士として認定証の再交付を受けたいので、滋賀県被災建築物応急危険度 判定士認定要綱第9条第1項の規定により次のとおり申請します。

ふりがな								
氏 名								
生年月日	西暦	年	月	日	血液型	型		
	郵便番号							
現住所	マンション等							
自宅電話番号								
携帯電話番号								
携帯メールアドレス								
勤務先名				口官	公庁			
割伤兀石				□民	間			
勤務先住所	郵便番号							
勤務先電話番号								
	□建 築 士	(一級/二	級/木造)) ※該当っ	する区分に○印をして	ください。		
建築士等	登録番号	(大臣/	都 道 府 県	[) <u>第</u>		号		
登録番号	□建築物調函		番号	第 第		号		
立 (A) (田) (7)	□建築施工管理技士(1級/2級)							
			番号	子 <u>第</u>		号		

滋賀県被災建築物応急危険度判定士辞退届

年 月 日

滋賀県知事

申請者 住所

氏名

応急危険度判定士の認定を辞退したいので、滋賀県被災建築物応急危険度判定士認定要 綱第 10 条の規定により届けます。

判定士番号		_				 号
有効期限		年	月	日	まで	
辞退理由						

※ 認定証を返納してください。